

令和 7 年度前橋市合併処理浄化槽設置整備費補助金交付要項

令和 7 年 4 月 1 日から適用

取扱担当課
水道局下水道整備課（2 階） 電話 8 9 8－3 0 7 4（直通） 8 9 8－3 0 7 5（直通）

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	既設単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下、「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とします。 なお、補助金の交付に関しては、前橋市補助金等交付規則（平成 1 0 年前橋市規則第 3 4 号）に定めるもののほか、この要項によるものとします。
内容	補助対象者 この補助の対象となるのは、補助対象区域内において、単独処理浄化槽等を撤去又は雨水貯留槽へ改造（以下、「撤去等」という。）して、専用住宅（専用住宅とは、専ら自己の居住の用に供する建築物をいい、店舗併用住宅で延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供しているものを含みます。ただし、貸家または別荘等一時的に使用するものは含みません。）に処理対象人員 1 0 人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする個人とします。 ただし、次の（1）～（11）に該当する者及び暴力団排除に関する要件（1）～（8）に該当しない者は、補助金の交付を受けることができません。 （1）建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項に規定する建築主事の確認を受けず、又は浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 5 条第 1 項本文に規定する届出をせずに合併処理浄化槽を設置する者 （2）販売等営利目的で専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者 （3）専用住宅又は合併処理浄化槽を継続的に使用すると認められない者 （4）市（区町村）税に滞納のある者 （5）共有名義の専用住宅の所有者の一人で、他の所有者の承諾が得られない者 （6）補助金交付決定前に、合併処理浄化槽設置工事に着手した者 （7）合併処理浄化槽の設置完了に伴い便所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠で接続できない者 （8）合併処理浄化槽の設置完了後 1 年以内に使用を開始できない者 （9）他に公共事業に係る浄化槽等の補償を受けている者 （10）建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認の申請又は浄化槽法第

内 容	補助対象者	5条第1項に基づく設置の届出が行われずに設置された単独処理浄化槽の撤去等を行う者 (11) 単独処理浄化槽等の撤去等を適正に行わない者 ○ 暴力団排除に関する要件 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。					
	補助対象区域	補助対象区域は、次に掲げる区域を除く区域とします。 1 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の2第3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 2 農業集落排水事業実施地区及び農業集落排水事業の実施が確実と見込まれる地区 3 地域し尿処理施設による処理区域 ただし、上記のうち公営企業管理者が当分の間に汚水処理の開始が見込まれないと確認した箇所及び特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。					
	交付の対象となる工事（事業）及び対象経費	<table><tr><th>対象工事</th><th>対象経費</th></tr><tr><td>単独処理浄化槽等の撤去等の工事及び合併処理浄化槽の設置工事</td><td>合併処理浄化槽購入費及び設置工事費（宅内配管費の交付を受ける場合は浄化槽への流入管、ますの設置及び敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）</td></tr></table>	対象工事	対象経費	単独処理浄化槽等の撤去等の工事及び合併処理浄化槽の設置工事	合併処理浄化槽購入費及び設置工事費（宅内配管費の交付を受ける場合は浄化槽への流入管、ますの設置及び敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）	なお、交付の対象となる「合併処理浄化槽」については別表
対象工事	対象経費						
単独処理浄化槽等の撤去等の工事及び合併処理浄化槽の設置工事	合併処理浄化槽購入費及び設置工事費（宅内配管費の交付を受ける場合は浄化槽への流入管、ますの設置及び敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）						

		に定めます。																																							
	交付金額	下記のとおり予算の範囲内で補助します。 ＜建替・増築の場合＞ <table><tr><td></td><td>処理対象 人員</td><td>補助額</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="3">交付金額</td><td>5人槽</td><td>150,000円</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>7人槽</td><td>170,000円</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>10人槽</td><td>200,000円</td><td colspan="2"></td></tr></table> ＜転換の場合＞ <table><tr><td></td><td>処理対象 人員</td><td>補助額</td><td>宅内配管 費補助額</td><td>合計</td></tr><tr><td rowspan="3">交付金額</td><td>5人槽</td><td>420,000円</td><td>200,000円</td><td>620,000円</td></tr><tr><td>7人槽</td><td>460,000円</td><td>200,000円</td><td>660,000円</td></tr><tr><td>10人槽</td><td>550,000円</td><td>200,000円</td><td>750,000円</td></tr></table> ただし、対象経費（合併処理浄化槽購入費及び設置工事費）が補助額を下回る場合は対象経費（千円未満切捨て）を補助額とします。 なお、この要項における「建替・増築」については、別表に定めます。					処理対象 人員	補助額			交付金額	5人槽	150,000円			7人槽	170,000円			10人槽	200,000円				処理対象 人員	補助額	宅内配管 費補助額	合計	交付金額	5人槽	420,000円	200,000円	620,000円	7人槽	460,000円	200,000円	660,000円	10人槽	550,000円	200,000円	750,000円
	処理対象 人員	補助額																																							
交付金額	5人槽	150,000円																																							
	7人槽	170,000円																																							
	10人槽	200,000円																																							
	処理対象 人員	補助額	宅内配管 費補助額	合計																																					
交付金額	5人槽	420,000円	200,000円	620,000円																																					
	7人槽	460,000円	200,000円	660,000円																																					
	10人槽	550,000円	200,000円	750,000円																																					
交付 手 続 き 等	受付期間	補助金の交付申請に係る受付期間は、前期：令和7年4月1日から令和7年9月30日まで、後期：令和7年10月1日から令和8年1月30日までとします。 受付期間中であっても前期、後期それぞれの予算額に達した時点で受付を終了します。																																							
	交付申請の方法、時期等	合併処理浄化槽の設置工事着工前に次の書類により交付申請をしてください。なお、工事の契約に際しては事業者育成のためなるべく市内事業者を選定するようお願いします。 1 交付申請書 2 添付書類 (1)収支予算書 (2)設置場所の案内図 (3)審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書（浄化槽仕様書含む）の写し (4)合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用） (5)ブロワ仕様書 (6)施工前の現況図（敷地内のすべての建物と単独処理浄化槽等の配置図及び排水配管図 転換の場合） (7)敷地内のすべての建物と合併処理浄化槽の配置図及び排																																							

交付手続き等	交付申請の方法、時期等	水配管図並びにすべての階の平面図 (8) 合併処理浄化槽購入費及び設置工事費の見積書の写し（宅内配管費の交付を受ける場合は浄化槽への流入管、ますの設置及び敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費を含む） (9) 合併処理浄化槽設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し（昭和62年以前の浄化槽設備士有資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の受講修了書の写しが必要です。） (10) 市（区町村）税に滞納がないことの証明書 (11) 合併処理浄化槽設置整備費補助金申請に伴う誓約書 (12) 単独処理浄化槽等の既設状況が確認できる写真。（単独処理浄化槽等の状況に応じて、次の書類も提出してください。） (13) 浄化槽使用廃止届出書の写し (14) 単独処理浄化槽等の撤去後の状況、撤去物が確認できる写真 (15) 処分等の状況が確認できる写真等 (16) 単独処理浄化槽等を雨水貯留槽に改造したことが確認できる写真 (17) 上記(1)～(16)のほか、公営企業管理者が必要と認める書類
	交付決定の時期等	交付申請書を受理した日から書類等の審査（必要に応じて現地調査を行います。）を行い、14日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、次の書類により通知します。 交付決定通知書
	対象事業等が変更、中止又は廃止となった場合の手続	1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続が必要です。 2 変更を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。
	変更等承認決定の時期等	変更等承認申請書を受理した日から14日以内に承認の可否を決定し、次の書類により通知します。 変更等承認通知書
	実績報告書の提出	単独処理浄化槽等の撤去等及び合併処理浄化槽設置工事が完了した日から30日以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。 1 実績報告書

	2 添付書類 (1)収支決算書 (2)合併処理浄化槽購入費及び工事費の領収書又は請求書の写し (宅内配管費の交付を受ける場合は、浄化槽への流入管、ますの設置及び敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費を含み、工事費の内訳が確認できるもの) (3)浄化槽保守点検・浄化槽清掃の業務委託契約書の写し（契約書に浄化槽の法定検査（法第11条）手数料が記載されているもの） (4)浄化槽法定検査申込書（7条検査）の写し (5)敷地内のすべての建物と設置した合併処理浄化槽の配置図及び排水配管図（転換の場合） (6)設置工事施工管理確認書 (7)施工状況を証する写真 なお、交付申請時に提出できなかった場合は、単独処理浄化槽等の状況に応じて(8)～(10)の書類も提出してください。 (8)浄化槽使用廃止届出書の写し (9)単独処理浄化槽等の撤去後の状況、撤去物が確認できる写真 (10)処分等の状況が確認できる写真等 (11)単独処理浄化槽等を雨水貯留槽に改造したことが確認できる写真 (12)上記(1)～(11)のほか、公営企業管理者が必要と認める書類 3 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。
請求の方法 支払時期等	実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。 1 補助金交付請求書 2 添付書類 (1)通帳の写し 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
交付決定の 取消し又は 補助金の返 還	次の場合は、補助金の額が確定した後においても、交付決定の全部又は一部が取り消されます。また、既に交付した補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。 1 虚偽記載、その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 2 補助金を他の用途に使用したとき。

		3 合併処理浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査（第7条検査・第11条検査））及び使用を適正に行わなかったとき又は行わない恐れのあるとき。 4 前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
	申請書等の書式	1 交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 収支予算書（様式第2号） 3 交付決定通知書（様式第3号） 4 変更等承認申請書（様式第4号） 5 変更等承認通知書（様式第5号） 6 実績報告書（様式第6号） 7 収支決算書（様式第7号） 8 補助金額確定通知書（様式第8号） 9 補助金交付請求書（様式第9号）

別表

交付の対象となる「合併処理浄化槽」とは

「建替・増築」とは

高度処理型かつ環境配慮型の合併処理浄化槽で以下の要件を満たすもの。

【高度処理型の要件】

放流水の総窒素濃度 20 mg/ℓ 以下又は総磷濃度 1 mg/ℓ 以下の機能を有するもの、又は生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 97 パーセント以上、放流水の BOD 5 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。

【環境配慮型の要件】

以下の消費電力以下であること

(単位W/h)

人槽〔人〕	通常型	BOD10mg/ℓ以下	りん除去型
5	39	53	83
7	55	75	90
10	75	102	157

なお、合併処理浄化槽とは次のすべてに該当するものをいう。

(1) 浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する、し尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備

(2) BOD 除去率 90 パーセント以上及び放流水の BOD が 20 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもので、浄化槽法第 4 条第 2 項の規定による構造基準に適合するもの

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合し、社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である社団法人群馬県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度により保証登録されたもの

合併処理浄化槽の算定基準となる専用住宅の、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく、確認申請を要する建築に伴って合併処理浄化槽の設置工事を行うこと、又は都市計画区域外において、合併処理浄化槽の算定基準となる専用住宅の新築又は延べ床面積が 10 ㎡を超える建築（増築、改築又は移転）に伴って合併処理浄化槽の設置工事を行うこと。